

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月29日

京都市長 門川 大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター

### (2) 代表者の氏名

千葉 宣義

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条南河原町3番

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、第一に、まちづくりに関して、地域の歴史や現状、福祉や文化など、まちづくりにとって必要な情報を、地域住民や地域施設、関連行政に提供し、あるいはその情報に基づいて事業展開を図る。また、第二に、地域外にまちづくりの情報を発信するなど、地域への理解を深めるための事業を行う。この二点を通じて、まちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取り組みに参加し、もって、京都における住民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成26年7月9日

(文化市民局地域自治推進室)